

鳥取県告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日置谷地区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年3月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則